

行政視察の受入れ再開について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、見合わせておりました行政視察の受け入れを再開いたします。

なお、感染拡大防止のため、下記の留意事項をご確認いただき、ご了承の上、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

- 1 貴議会の所在する自治体及び本市が、緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置の対象地域ではないこと。
- 2 本市への視察前1週間の期間に、上記の対象地域に訪問、視察等をされていないこと。
(※新型コロナウイルス感染症の感染拡大地域の経由を含む)
- 3 視察の受入れを決定した後においても、本市または貴議会の自治体の状況により、急遽、受入れを中止・延期する可能性があることや、中止となった場合の旅費等について、当市議会は責を負わず、キャンセル料への対応などもしないことについて、あらかじめご了承ください。
- 4 感染対策のため、視察人数は 10人程度、視察時間は 1時間30分程度を目安とする制限にご協力いただくこと。
(※制限内の人数等であっても、対応する所管課の状況等により、視察をお受けできない場合があります。)
- 5 出発日から遡って14日以内に37.5度以上の発熱があった場合、出発日に発熱・風邪などの症状がある場合、または同居家族等に感染の疑われる人がいる場合は、視察をご遠慮いただくこと。
- 6 本市への視察研修中だけでなく、公共交通機関での移動や会食などの際も、常時マスクの着用や手指消毒など、基本的な感染対策を徹底していただくこと。来庁の際の検温や消毒等にご協力いただくこと。
- 7 視察日から14日以内に視察参加者に感染者が確認された場合は、速やかに当市議会事務局に連絡いただくこと。